

# 公債費負担適正化計画

平成24年9月

岐 阜 県

## 第1 計画策定の趣旨

平成18年度から始まった地方債協議制度では、実質公債費比率（3カ年平均）が18%以上となった地方公共団体（起債許可団体）については、起債の発行に際し公債費負担適正化計画を自主的に作成することとなっている。

本県では、その比率が19.1%となったことから実質公債費負担の適正な管理を行うため策定するものである。

## 第2 計画期間

平成22年度から平成25年度までの4年間

平成22年3月に策定した「行財政改革アクションプラン」に基づく平成22年度から平成24年度までの取組みにより平成25年度には実質公債費比率が18%未満とすることを目指す。

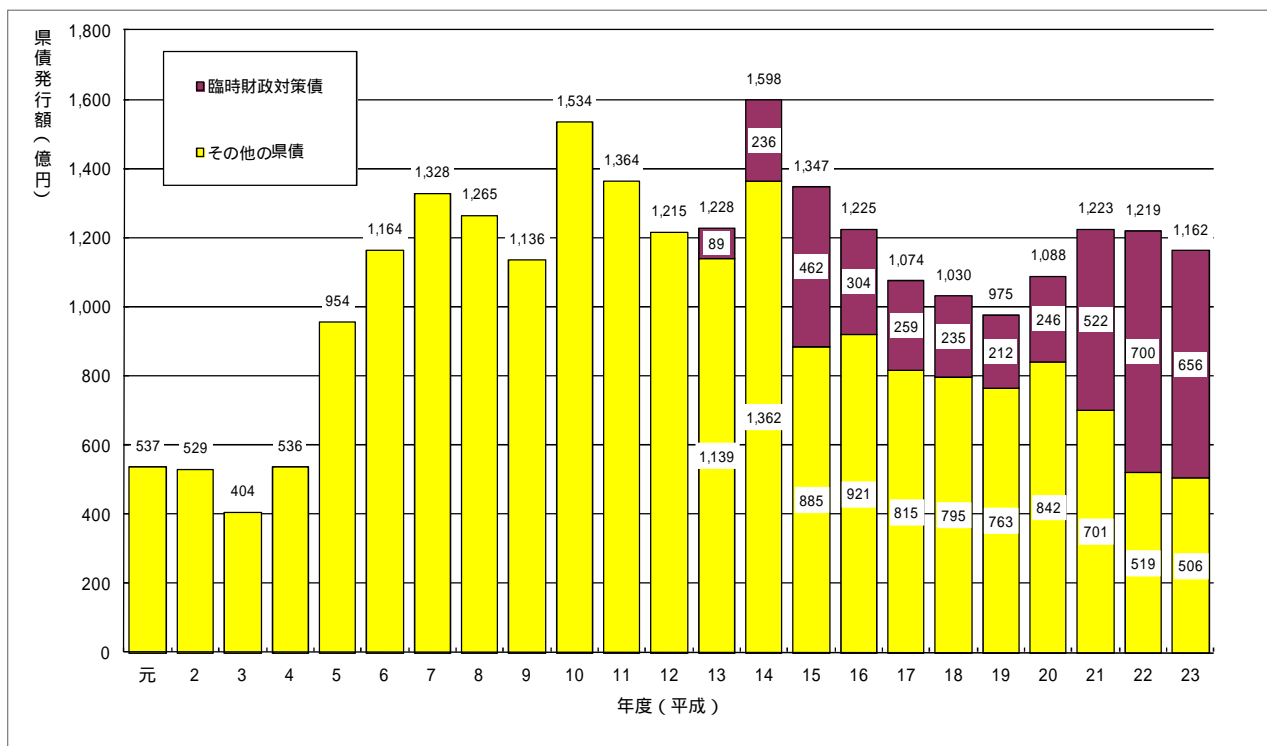
## 第3 実質公債費比率が18%以上となった要因の分析

バブル経済崩壊後の平成4年以降、国は経済対策として公共投資を中心に財政出動を拡大し、本県ではこうした国の取組みに呼応して、道路整備やソフトピアジャパン、県民ふれあい会館など、公共投資・公共施設整備を積極的に進めてきたが、その財源の多くを県債に頼らざるを得なかったことが、高水準の公債費及び県債残高の要因となっている。

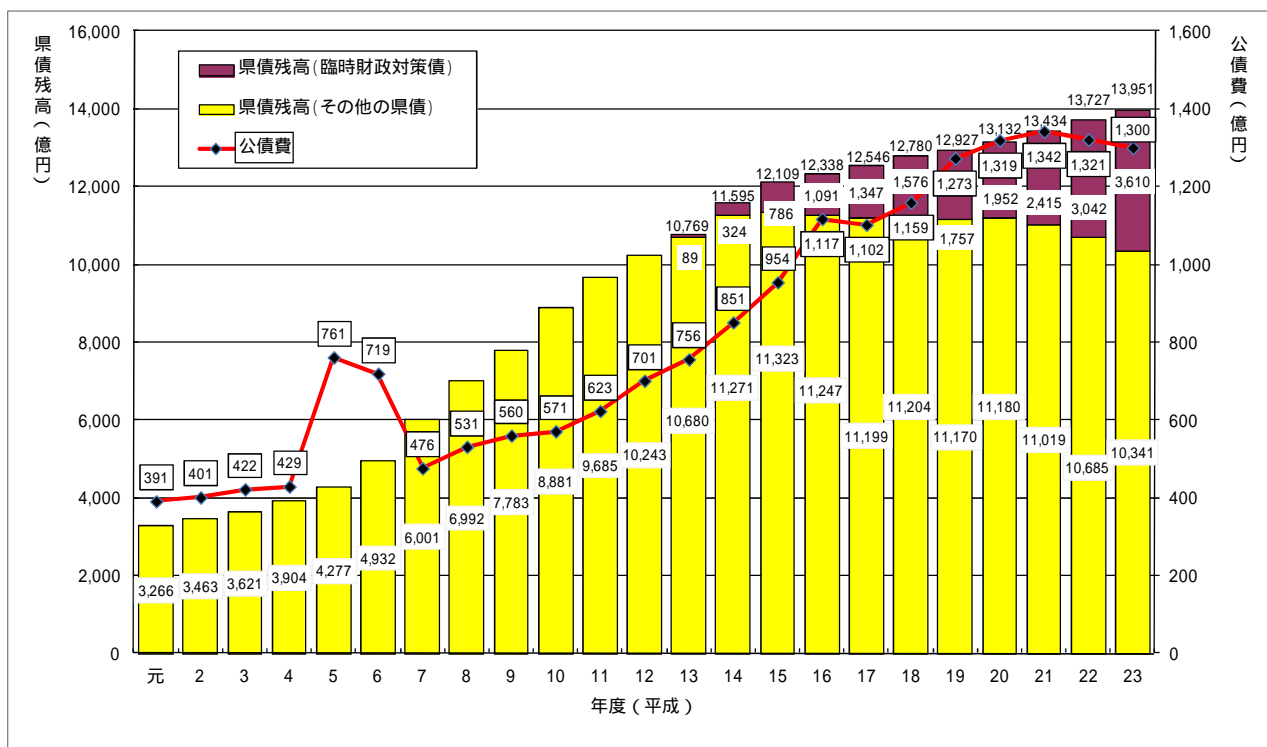
また、平成4年度から平成7年度にかけて発行した銀行等縁故債の償還期間を10年から20年へ延長したことが、近年の公債費及び県債残高を押し上げている。

さらに、平成16年度から実施された国の「三位一体改革」及び平成20年のアメリカのリーマンショックに端を発した世界同時不況の影響などによる税収減などにより一般財源総額が大幅に減少していることも、実質公債費比率を引き上げる要因となっている。

【図1 県債発行額の推移（一般会計決算ベース）】



【図2 公債費及び県債残高の推移（一般会計決算ベース）】



## 第4 今後の財政運営方針及び具体的な取組み

本県では、平成 21 年 3 月、本格的な人口減少など大きな時代の変化を正面から見据え、県が直面すると考えられる課題を長期的な視点から検討したうえで、地域の活力と暮らしの安心・安全を実現するため、平成 30 年度までの 10 年間に県が取組むべき政策を「岐阜県長期構想」として示した。この構想で示した政策を実現するためには、持続可能な財政基盤の確立が急務であることから、今後 10 年間の行財政改革の方向性を明らかにした「岐阜県行財政改革指針」を同時に策定。この行財政改革指針の取組みを実現するために、平成 21 年 4 月に知事を本部長とする「行財政改革推進本部」を立ち上げ、財源不足解消に向けた具体的な取組みを検討するとともに、検討内容について各界各層の皆様との意見交換を重ね、平成 22 年度から平成 24 年度までの向こう 3 年間における構造的な財源不足を解消するための具体的な取組みである「行財政改革アクションプラン」を平成 22 年 3 月に策定した。現在、このプランに基づき以下の具体的な行財政改革の取組みを推進しているところである。

### (1) 歳出削減対策

#### 県事業の見直し

政策経費 縮小・廃止 165 事業（全体事業数 268）

県が自ら行う事業の見直しに当たっては、事業の優先度に応じて、廃止を含め、大幅に削減するという考え方で見直しを実施。

施設・情報システム等の管理経費 縮小・廃止 96 事業（全体事業数 139）

施設等の管理経費については、10%程度削減。

情報システムの管理経費については、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて新規開発、機器更新を原則凍結するなど、一時コストを抑制するとともに、運用コストを 20%程度削減。

#### 投資的事業

既存のインフラを将来にわたって活用するための補修・修繕等を最優先させることを基本に見直し。

#### 公の施設等の見直し

県の公の施設のうち 88 施設と公の施設以外で対象に加えた 4 施設の計 92 施設のうち、9 施設の休廃止を含め 46 施設の見直しを実施。

#### 外郭団体の見直し

県の出資・出捐率が 25%以上の 35 団体のうち、解散する 4 団体を含め 24 団体の見直しを実施。

#### 補助金の見直し

市町村補助金 縮小・廃止 50 事業（全体事業数 66）

各種団体等補助金 縮小・廃止 57 事業（全体事業数 87）

## (2) 人件費の削減

### 職員定数の削減

定数削減を着実に実施するとともに、人口同規模県で最小となる職員数で職務が遂行できる組織への見直しを実施。

平成 20 年と平成 24 年の比較 2,655 人

### 職員給与の抑制

緊急財政再建期間中の臨時的な措置として、職員給与の抑制を実施。

抑制率 【特別職】 知事 30%  
副知事、教育長、代表監査委員 20%

【一般職】 6 ~ 14%

(平成 22 年度分、各職員団体へ提案済)

### 組織の見直し

平成 22 年 4 月 1 日から実施

- ・名古屋事務所、生物工学研究所の廃止及びニューヨーク駐在の休止
- ・「農業改良普及センター」の農林事務所への統合
- ・県立看護大学、県立 3 病院の地方独立行政法人化 他

平成 23 年 4 月 1 日から実施

- ・現地機関 (109 機関) のうち、7 種 56 機関を対象に組織を再編 他

## (3) 歳入確保対策

### 各種基金等の活用

- ・県有住宅償却充当準備基金、土地開発基金等活用可能な特定目的基金の廃止又は一部取崩。
- ・決算剰余金の全部または一部を財政調整基金に積み立てて、財源対策に活用。
- ・外郭団体の見直し内容を踏まえ、団体が保有する基金等を県に寄付するよう要請。

### 県有施設の売却促進

現在利用中の施設・土地も含め、その必要性、利用状況等を踏まえたうえで、収入効果の高いものから順次売却。

### 県税収入の確保

#### 個人県民税徴収対策

個人住民税の給与天引き (特別徴収) の徹底や個人住民税の直接徴収を強化。

#### 自動車税徴収対策

インターネットを利用したクレジットカード納税等の普及促進、納税通知書の早期発送により納期内納付を徹底。

滞納整理の早期着手、勤務先への給与照会及び差押え、車輪止め装置による移動の制限を行うタイヤロックの実施などの滞納処分を強化。

## 適正課税の推進

課税資料の早期・適正な収集、課税調査の計画的・効率的な実施により課税客体の捕捉や適正・迅速な課税を徹底。

特に、軽油引取税については、不正軽油の流通及び脱税事案の発生を防止するため、課税調査や犯則調査を一層強化。

## 外部資金等の導入

県有施設へのネーミングライツの導入

県有施設の駐車場の有料化

県が作成する封筒、ホームページ画面、県有施設に企業等の広告を掲載し広告料収入を確保

県有財産への自動販売機設置（約700台）について、一部を除き競争入札制度を導入

## 債権管理の強化

### 債権回収の強化

債権回収を強化するとともに、債務者本人以外の関係者に対しても、催告、徴収を実施。

### 滞納の未然防止

債務者等に対する制度の周知や債務者（連帯保証人）の状況調査などを適切に実施。

## 財源対策の内訳

| 区 分                       | 削減効果額・活用可能額  |
|---------------------------|--------------|
| <b>歳出削減対策</b>             | <b>373億円</b> |
| <b>県事業</b>                | <b>202億円</b> |
| 政策経費                      | 126億円        |
| 施設・情報システム等の管理経費           | 58億円         |
| 投資的事業                     | 18億円         |
| 公の施設等                     | 23億円         |
| 外郭団体                      | 9億円          |
| 補助金                       | 139億円        |
| 市町村補助金                    | 97億円         |
| 各種団体補助金                   | 42億円         |
| <b>人件費の削減</b>             | <b>297億円</b> |
| 職員定数の削減                   | 25億円         |
| 職員給与の抑制                   | 272億円        |
| <b>歳入確保対策</b>             | <b>250億円</b> |
| 特定目的基金の廃止等による活用           | 235億円        |
| 県有財産の売却促進                 | 15億円         |
| <b>平成22～24年度までの財源対策総額</b> | <b>920億円</b> |

削減効果額・活用可能額は、平成22～24年度の3年間の計で、一般財源ベース。

## 第5 今後の地方債発行に係る基本方針

臨時財政対策債や災害復旧債等やむを得ないものを除き、平成22年度から平成24年度は、平成20年度当初予算の5%程度抑制した660億円程度以内に県債の発行を抑制。

## 第6 実質公債費比率の適正管理のための取組み

- (1) 県債発行の抑制
- (2) 公的資金補償金免除繰上償還の実施
- (3) 低利資金の活用や資金調達方法の多様化を推進

## 第7 各年度ごとの実質公債費比率の見通し

本県においては、これまでの行財政改革に向けた取組みの結果、公債費は平成21年度をピークとして減少する見込みであるが、実質公債費比率が過去3カ年の平均値であることなどから、今後数年は高い水準で推移する見込みである。

景気による税収の増減や国の政策による地方への影響など不確定要素も多いが、中期的には改善に向かう見通しである。

【図3 各年度ごとの実質公債費比率（の見通し）】

